

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成27年6月29日（月）午前9時00分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	下深迫 孝二 君	副委員長	前 島 広 紀 君
委員	木野田 誠 君	委員	中 馬 幹 雄 君
委員	厚 地 覺 君	委員	新 橋 実 君
委員	常 盤 信 一 君	委員	岡 村 一二三 君

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

委員 志 摩 浩 志 君

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

- 5 傍聴議員の出席は次のとおりである。

なし

- 6 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

建設部長	川 東 千 尋 君	建設政策課長	茶 圓 一 智 君
建設政策課主幹兼政策G長	別 當 正 浩 君	建設政策課政策G主任主事	上 野 都 君
土木課長	猿 渡 千 弘 君	土木課主幹兼道路整備第2G長	松 形 一 敏 君
霧島総合支所産業建設課長	原 田 修 君	霧島総合支所産業建設課主幹兼温泉G長	谷 山 一 治 君
霧島総合支所産業建設課温泉G主査	冷 水 辰 雄 君	都市計画課長	池之上 淳 君
都市計画課都市整備G長	笛 田 純 一 君	都市計画課都市整備Gサブリーダー	池 田 康一郎 君
建築指導課長	瀬 戸 司 君	建築指導課建築指導G長	鶴ヶ野 浩二 君
建築指導課建築指導G主任技師	後 迫 豊 君	商工観光部長	池 田 洋 一 君
商工振興課長	谷 口 隆 幸 君	商工観光課企業振興室長	濱 崎 利 広 君
商工振興課商工観光政策G長	野 崎 勇 一 君	商工振興課商工政策G主事	有 蘭 宏 樹 君
商工振興課企業振興室主査	徳 永 健 治 君		

- 7 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

霧島神宮台自治会会長	塩 向 撮 美 君	霧島神宮台自治会副会長	山 元 規 敬 君
霧島神宮台自治会理事	翁 長 良 治 君	霧島神宮台自治会理事	小平田 義 博 君
霧島神宮台自治会顧問	山 下 純 一 君		

- 8 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 原 田 美 朗 君

- 9 本委員会の付託案件は次のとおりである。

- 議案第52号 霧島市中小零細企業振興条例の制定について
- 議案第53号 霧島市空家等対策協議会条例の制定について
- 議案第54号 議決事項の一部変更について（土地の取得）
- 議案第55号 土地の取得について
- 陳情第2号 陳情書（霧島神宮台別荘地に関する給湯について）

10 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前9時00分」

○委員長（下深迫孝二君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る6月23日の本会議で本委員会に付託になりました、議案4件及び陳情1件の審査を行いたいと思います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

△ 陳情第2号、陳情書（霧島神宮台別荘地に関する給湯について）

それでは、そのようにさせていただきます。まず、陳情第2号、陳情書（霧島神宮台別荘地に関する給湯について）を審査いたします。本日は、陳情者である霧島神宮台別荘自治会事務局会長塩向撮美様他4名の皆様に御出席をいただいております。陳情者の皆様に議事の順序等について申し上げます。まず、陳情内容を簡潔に述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。なお、発言の際には、挙手をして委員長の許可を得てから、マイクのスイッチを押して起立して発言をしていただきますようお願いいたします。また、陳情者は、委員に対し質疑をすることはできないことになっておりますので、あらかじめ御了承願います。それでは事前に経緯の要約書を頂いておりますが、改めまして説明を求めます。これより、陳述人の方の説明をお願いいたします。

○陳述人（山下純一君）

この霧島神宮台自治会というのは、皆さん、温泉が出る別荘地として購入され、本来、この温泉の関係の給湯料等の徴収のために作られた自治会であります。現在、ここに、お金を払っているのに、温泉が出ない被害に遭いましたという165名の被害者の会があるんです。要は寄附採納をすることを前提とした分譲であったんですけども、突然、前所有者から買い取ったという人が出まして、温泉の設備をめぐってこの問題が発生しました。平成18年です。それ以降、円滑に温泉が出ないまま6年間、年に約400万円の代金を支払い続けて、そして自治会のほうのプール金が枯渇し、3年前にこの給湯料を払えないということで、料金を払わずに止めていただいたというか、話し合いの上で

そういう結果になってしまったんですけれども、平成18年から約10年間約2,400万円の給湯料、お湯のお金を払いながら、その恩恵を受けることができなかつたと。現在、お湯を止めて3年半になります。そういう状況の中で、法的な解釈として民・民ということで、この前、御市の担当から、平成18年以降平成22年8月31日まで、日量125tというお湯を供給しているということを情報開示していただいたんですが、そのお湯が、この別荘地に別荘を持たれている方々に行き渡らない。出ないという状況が約6年続いて、止めてしまって完全に出ないんですけれども、この125tのお湯はどこに行ったんですかと質問をするんですけれども、お湯を供給する側の霧島市から明確な回答をいただけないと。こういう状態がずっと続いておったわけです。それで今回の陳情になった次第です。

○委員長（下深迫孝二君）

他に補足をされる方はいらっしゃいませんか。ただいま、陳述人の方の御説明をいただきました。これより陳情第2号について陳述人への質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（前島広紀君）

ただいまの説明の中で、年間400万を6年間支払い続けたとおっしゃいましたけれども、この400万円はどこに支払われたんですか。

○陳述人（山下純一君）

温泉を付けている方が払われる給湯料を、自治会で取りまとめて払ってくださいということで、この霧島神宮台自治会の歴代会長が窓口になりまして、霧島市のほうにお支払いしているわけです。単純計算で平成18年から平成23年8月末までの6年間。3か月止めるとお湯が止まるということで、実際は同年の5月までですけれども、毎月34万円ぐらいの給湯料をずっと支払っておったわけです。

○委員（厚地 覺君）

霧島神宮台自治会は何戸数あるんですか。それと、年間400万円を支払い続けたということは温泉は給湯されながら支払われたということですか。

○陳述人（山下純一君）

100tタンクが2基あるんですが、このタンクまでは給湯しましたよ。ここに情報開示いただいた文書があるんですけれども、日量125t月額32万4,840円。これをずっと平成18年以降も給湯量が枯渇して払えなくなるまでです。お湯が出ないですから、自治会の皆さんからお金を徴収できない。だけど、皆さんは給湯に関する権利書を持っていらっしゃるんです。3か月払わないと、市長の権限で没収することができるというふうに言われたんで、お湯が供給されながら各戸に出ないのに、仕方なく払い続けたということになります。この設備の現所有者がいらっしゃるんですけど、ここは使わない条件で平成26年5月1日から末までの1か月間だけ別途50万支払いをしまして、試験給湯をしてもらったんです。お湯が出ないからおかしいじゃないかという話がずっとあって、現所有者が漏水があるのではないかとということで漏水検査も含めて1か月間だけ給湯した結果、現在100件ぐらい建っておる別荘に、お湯は円滑に供給されたんです。漏水もない。間違いな

く給湯されたものが、きちんと別荘の皆さんのところに届くということも確認されたんですけども、現所有者との和解をするという内容の中で、その和解案にとっても承服できない内容があったものですから、この和解が流れたんです。それで今回のような運びになっているわけです。

○委員（厚地 覺君）

神宮台の自治会というのは、100戸くらいあるんですか。

○陳述人（山下純一君）

現状100戸です。

○委員（木野田誠君）

今、給湯という言葉でお話をさせていただいているんですけども、その給湯というのは、市の施設のタンクまでの給湯、それから、そのタンクからの給湯と二通りあると思うんですが、そこを年次別とか平成18年以降何年まで、市はタンクに給湯したか、あと、タンクから先の給湯と分けて、もう1回すみません。

○陳述人（山下純一君）

開示していただいた資料には、平成18年1月からとなっているんですけど、実は、この給湯設備の所有権が移転したのが、平成18年3月なんです。さらに係争中に現在の所有者に移りました。この資料を見ると、平成18年1月から平成23年9月にお湯が止まるまで、代金は6月まで支払いまして、9月にお湯が止まり、日量125tずつタンクまでは給湯したと。ただそれから先がこのお湯の行方がわからないと。本当にタンクまで給湯されたんですかということで、情報開示をお願いしたわけです。そうしたら、していますよと。多分、霧島市側は、メーターを見られて言われているんだと思うんです。ところが、タンクから先は、お金を払っているのに、この自治会の住民の方々若しくは不動産を所有されていて休みに来て、蛇口をひねってもお湯が出ないということが、ずっと続いていたわけです。

○委員（木野田誠君）

平成18年1月から平成23年9月までは、市のタンクには給湯されていたと。そうすると、住民の皆様には、そのタンクから給湯されるわけですけども、タンクからその住民の皆さんに給湯されなかったのは、いつからいつですか。

○陳述人（山下純一君）

先ほど申し上げました平成18年3月に所有権が移って、この施設の使用料を払えということを自治会側が言われて、それか施設を3,000万で買い取れという話もありまして、もともと皆さんは地価でいうと温泉付き分譲ということで高い方は9万円から7万円5万円というふうに、バブルの後、代金は少し下がりましたが、そういう値段で買われているんです。当然、その中には、売買契約などの写しがあるんですけども、お湯が出る給湯を条件とした分譲です。国立公園内における林地開発について諸条件があらうと思うので、先週金曜日に鹿児島県に行って、もしよかったらその資料を出してもらえないかと。というのが、全体で200件、現在建っているのが約100件あるんで

すけれども、開発行為に係るいろいろな条件があつて、これが個人の所有物に変わっていくと、皆さん、お湯が出ないために別荘を建てることをやめられたり、諦められたり、せっかく買われて建物まで建てたのに、それを土地代にも建築費にもならない何百万円という安い値段で売却をされたりということが、ずっと続いているわけです。

○委員（木野田誠君）

温泉をひいていらっしゃる皆さんのところに給湯されていたのは、いつ頃までですかという質問なんですけど。

○陳述人（山下純一君）

それは、先ほど言いましたこの所有権を主張する方が出てこられてから、出ていないので、それまでは、皆さん普通に温泉を使用されております。平成 18 年 3 月です。実は、その所有権を主張される方が突然出てこられて、自治会ともめて、設備を使わせないということで、ドレンを抜いて 100 t タンクのお湯を全部捨てたんです。実際に霧島神宮の交番からも来ました。設備とは別にお湯の代金は自治会が払っていますので、代金を払っていたのに、それを破棄したということで損害賠償請求訴訟を起こしたわけです。平成 18 年 5 月に提訴したんです。そうしたら、突然、7 月に現所有者に名義が変わってしまって、訴因が消えてしまったものですから、答えが出ないまま和解ということで、その裁判は終了してしまっただけです。ですから、平成 18 年 3 月まではお湯は円滑に給湯されておったということになります。

○委員（前島広紀君）

その所有権は何の所有権ですか。

○陳述人（山下純一君）

本来、寄附採納されるべき公衆用道路を買ったから、この道路に埋設されておる給湯管の設備の給湯管使用料を払えという話があったということです。

○委員（前島広紀君）

その公衆用道路は、だれから買ったんですか。

○陳述人（山下純一君）

この開発行為には、当初、昭和 46 年に大阪の大末（だいまつ）建設が着手して、昭和 60 年に販売会社である大広（だいこう）不動産及び鹿児島島の平和興産が分譲を開始したと。平和興産が平成 8 年に倒産するんですけれども、この時に 1 基 100 t では足りないということで、もう 1 基増設したタンクですが、1 基のほうは昭和 63 年 9 月に寄附採納がなされておるんですけれども、もう 1 基のほうは寄附採納されないまま、倒産に至るわけです。それから 10 年経って、この公衆用道路と本来寄附採納されるべき公衆用道路と温泉設備は寄附採納されない状態で宙に浮いた状態、これが約 10 年ありまして、突然、平成 18 年にこれを買ったという人が出てみえたと。訴訟では、平和興産に対して債権を持っておるので、譲り受けたんだと。こういう経緯で。私たちが問題にしているのは、寄附採納を条件として開発許可が出たとすれば、実際には分譲を始めてから 11 年ぐらいあるわ

けですけれども、このタンクの完成が昭和 63 年。ですからこれからみても 8 年位あるわけですけど、なぜ、平成 8 年に平和興産が倒産するまでの間、霧島市として寄附採納をしなかったのかと。というような疑問もありまして、今回、陳情という形で皆さんに議論いただきたいということでお願いに至ったわけです。

○委員（厚地 覺君）

神宮台自治会は 100 戸と言われましたけれども、100 戸全体に全然お湯は供給されなかったということですか。

○陳述人（山元規敬君）

私が、別荘を購入したのは、平成 21 年 7 月でした。ちょうど 6 年前ですけど、その時は、出たり出なかったりで、2 カ月で全然出なくなりました。私の所も出ないし、他の所も全部ほとんど出ない状態です。市の温泉グループの職員が 3 名集まって、私たちと話し合っ、ずっと支払をしていたけど、どうせ出ない温泉なら、一応止めましょうという話になったんです。年間 400 万円払っても出ないなら、出ないお湯になんでお金を払わなきゃいけないんだと。その前の担当者は、供給しているんだけど、その先の事は民・民の問題で解決してくれ、あるいは全部が一緒に使えば出なくなるのは当たり前だということを言っていらっしゃったんですけど、去年の試験給湯で見れば分かるように、みんなが使っても、ある所が使わなければ十分でした。ゴールデンウィークの時、見に行っったんですけど、別荘地の方が、いっぱい来ていらっっしゃいました。十分お湯が出ていて、タンクを見ても満杯で全然減らないんです。20 年間というヘドロが溜まっていて、それも自治会のほうで掃除したんですけど、タンクは市の所有物なら、普通は市のほうが掃除するのが当然だと思うんですけど、そういう状況でありました。

○委員（前島広紀君）

平成 23 年 9 月までは、タンクまでは来ていたという話ですよ。そこから先はどこに行っていたんですか。

○陳述人（山下純一君）

神宮台自治会もそのお湯のことに関して、霧島市が、給湯をしていますよと言われますので、であれば、まず漏水ということですね。ただ 125 t の漏水ということになると、下手をすると土砂崩れを起こしたり、道路の陥没があったりしかねないわけですけど、毎分 86 L というお湯が、毎日、まったく消えていたと。現所有者が一番下のほうでペンションをなさっているんですけど、本来、霧島市との契約で給湯を受けているペンションなんです。ペンションは 3 件ありまして、現在は名前は変わっていますが、異人館と遊鹿霧（ゆうかむ）とエピシエールという所があったんです。エピシエールと遊鹿霧が一緒になって、今、遊鹿霧になっているんですけど、自治会でもずっと産業建設課温泉グループにお願いをして、なんら回答が頂けなかったことがあるんですが、エピシエールは自治会側のお湯を給湯する約束になっておりました。遊鹿霧と異人館が、営業用でお湯を使うと毎分 86 L では足りなくなる可能性があるということで、過去に販売に携わった平和興産が営業

用の方については霧島市から直接給湯を受けてもらえないかという話をしまして、異人館と旧遊鹿霧は、それを了承されて、自治会からのパイプを切られたんです。エピシエールは契約のときに非常に高額な給湯権を買わないといけないということで、なんとか自治会のほうでそのままやらせてくださいということで、自治会のほうのタンクからのラインが通っておったわけです。ところが、代金をストップして平成23年8月31日まででお湯が止まったんですけども、霧島神宮台といえれば高い所ですから、9月頃といったら、お湯を流すと道路から湯気が出るんですね。湯気が出ているからお湯がでていないか。おかしいじゃないかということで、霧島市と給湯契約を結んでいる遊鹿霧のお湯をエピシエールが使っているんじゃないかということで、そうなるとその配管がいつつながれたかによっては、自治会のほうのお湯を契約のない遊鹿霧さんが使っていたんじゃないのかという疑いが出て、そのことの確認のために霧島総合支所のほうにお願いをして行ったところが、11月に担当者が、この遊鹿霧に行きまして問い詰めたところ、実は、パイプをつないでおりますと。このことを関係ないだろうということで、自治会には御報告いただけなかったんです。それが、分かっておれば、権利のない者が、自治会が払っているお金の掛からないお湯を使っていたという話になれば、これは盗水になりますので、正直言って刑事告発をする準備までしたんですけども、その配管がいつなされたのかが、霧島市からも案内いただけなくて、結局、今回のような陳情という形になったわけです。ですから、霧島市と契約をしているところと自治会のほうに契約している2件の異なる契約があって、ここにパイプをつなげば、霧島市からのお湯も霧島市と契約のない所に給湯できる。逆に遊鹿霧のほうで、霧島市と契約していますけれども、自治会のお湯を使えば、代金が発生しないわけですから、値段が安くすむ。そういうことで、このパイプの意味というものとはものすごく大きかったんですけども、私たちがこういう動きをする中で、旧エピシエールは、あの解体して、今、工事しているんですよ。言っても言っても聞いてもらえないことを、自治会の会長さんは歴代5人ぐらい代わられて、皆さん、10年間言い続けて、結局、一番ポイントの連絡管をいつ埋設設置したのか、これが重要な問題であったんですけども、結論からすれば、今、解体をして掘り起こしているんです。この解体した業者が鹿児島島の業者で私の後輩だったものですから、確認したところ、エピシエール側から遊鹿霧に流す管が埋まっているから、これを潰さないでくれというふうな証言が受けていて、まだ元請さんが関係があるんで、今、証言できないけれども、将来にわたって、この建築が終わったら、そういうことをオーナーがはっきり言ったということも証言して結構ですよとされているんです。ですから、自治会としては本当に一生懸命代金も払いながら、なんとかこの温泉問題を解決したい。実際に不動産を取得される場合、1戸約300坪です。一番高い方は、3,000万円近い金額で買われているんです。今、はっきり言います。お湯が出なければ、評価は坪2,000円しません。そういう中であって、正直言えば、固定資産税も別荘地は特段に高いわけですから、現状では、とても別荘地とは言えないだろうと。最初の条件の最も目的である温泉の恩恵受けられないということで、固定資産税の見直しすら市にお願いをしたいというような方もたくさんみえます。陳情書にも書きましたけれども、まだ100軒建つ土地があるわ

けです。全て完売していますから、持ち主がみえるんです。お湯が出ないために、別荘の建築を断念されている方がたくさんみえるんです。そして、将来、自分が仕事の一線からリタイアしたときに、この別荘で暮らしたいという方もたくさんみえるんです。ところが、温泉が出ないために別に霧島神宮台でなくてもいいわけですよ。そういう状況が生まれているんです。その辺のところを御理解いただきたいなと思います。

○委員（木野田誠君）

現在、この自治会は給湯料の徴収のための自治会ということで、最初お話がありましたけれども、今、給湯されていないという現実があるわけですけども、その給湯料の徴収は今もされているんですか。もう今は止めていらっしゃるんですか。

○陳述人（山下純一君）

平成 18 年 3 月以降、円滑に給湯できないことで、自治会の中でも非常に混乱がありまして、お湯を出すようにしようということで、会合も何度も開かれました。その度に現所有者が価格をつり上げたり、条件を替えたりして、全部その話し合いが流れてきたんです。温泉が出なくなってから、給湯料を払いたくないという自治会の会員が増えていったので、先ほど、お話ししました自治会のプール金で 6 年間払い続けたんです。ですから、平成 18 年以降、給湯料について各別荘所有者から徴収は行なっておりません。給湯がなされるとなれば、皆さん、速やかに給湯料を払われると思います。寄附採納されたら、条件として自治会員は、霧島市の温泉の給湯を受けておられる皆さんと同じように、市のほうが各個別にメーターをつけるということになります。これを付けると 1 軒あたり十数万円掛かりますけれども、今、温泉給湯料は約 4,000 円なんです。ですから、年間 400 万円弱という金額になるんですけども、温泉が出ないからということで、全然、支払もされないし、自治会との関係もそのことが原因でトラブルになって関係すらおかしくなっている方もいらっしゃるんです。もし、霧島市に寄附採納することができるか霧島市がどういう形であれ取得していただいてメーターを付ければ、現在、1 軒 4,000 円の給湯料は他の市民の皆さんと一緒に 7,000 円になります。そして温泉が出るようになれば、あと 100 軒の別荘地に建築をされる方もいらっしゃるでしょう。そうすると 200 軒で約 1 軒 7,000 円ということになると、現在の給湯料として予測される年間 400 万円が約 4 倍になります。件数が倍になって料金が倍になりますから。霧島市にとっても、そういうこともぜひ考慮いただきたいということです。

○委員（新橋 実君）

100 戸数あるということでしたけれども、別荘地ということですけども、実際、ここに住まれている方は何戸数ありますか。

○陳述人（山下純一君）

今、定住をされている方は、10 世帯くらいです。

○委員（新橋 実君）

霧島市の自治公民館の組織というのがあるわけですけど、自治会と言われますが、そういった方々

はこの霧島市の自治会組織に、全て加入されていらっしゃるわけですか。

○陳述人（山下純一君）

給湯料の徴収を目的とした自治会で、霧島市からのお願いで取りまとめをしてという形からスタートしていますので、定住者の方も霧島市の俗に言う町内会には、入っておられないと思います。

○委員（新橋 実君）

10世帯は住まれているわけですから、ゴミ収集とか必要になると思うんです。そういったものを、どのような形でやっているのかというところを確認したかったのですが、そういったところは他のところでされているということですね。

○陳述人（塩向撮美君）

私はこの自治会の会長でもありますけど、被害者の会の会長でもあります。両方兼ねていますので、発言としては、そちらも兼ねてお話しします。まず、私が、ここの現状を知ったのは去年で、なぜお湯が出ないのかと。お湯が出て温泉別荘地ではないかということで購入したんですが、実際お湯が出ないんです。いろいろお話聞いていくと、いろんな問題があって、全然お湯が出ていない。お湯が出ないのに温泉代を何年も払い続けているのは、なんて良い人たちだろうと私は思ったんです。なんで温泉代を払っているのに、お湯を供給してもらえないのかということは、今、ここに裁判記録があるんです。私の前の前の会長さんですかね、裁判を起こされているんです。内容は、私は一読しましたが、全く根拠のない話で、皆さん、専門の方も多いでしょうからお話だけしますが、昭和46年の開発というのは、開発の図面とか緑地をどれくらいにするとか、排水をどうするとか全部そろって開発許可は出るんですけど、昭和40年代は、公衆用道路いわゆる普通の道路なんですけど、これは登記上は公衆用道路だから道路だろうと皆さん勘違いをされますけど、そのの田とか畑とか宅地と同じなんです。名前が公衆用道路なんです。ここまで寄附採納をされる行政の方がおられたら、ここまでが本当は所有権移転しないといけなかったんですが、昭和56年以降から、こういうのは厳しくなった。なぜかという、別荘を買われた方又は宅地分譲された方々が銀行に申込に行くと取付道路がないじゃないかと。公衆用道路は道路ではないですから。実際、道路だと持って行ったら、だれかが、かみついたって言うんです。こういう事案が多くて、昭和60年代の開発はものすごい事案が多いんです。ですから、昭和五十五、六年から厳しくなりました、そういうことはないようになっているんです。こういう事情は、皆さんもある程度御存知だと思うんですけど、まず考えたときにその中でどうしたらいいかと。この自治会の皆さんがお金を持って行って、代々の会長が努力されて裁判もして、枯渇したんですね。これでどうしようかという行政にお願いする以外はないんです。165名の被害者の名簿を私が全部預かっています。まず、被害者の会会長ということで、私はこの自治会の中に入りました。今は会長になっていますが、私、申し訳ないんですけど歴史が浅いです。ですから、前からおられる方々のお話を聞いて、おかしいんじゃないかと。それでは、これをどう持っていったらいいんだろうということで、1年間模索したんです。模索した中で、霧島総合支所から情報開示してもらった中に公文書がないと。当然、昭和46年だし

45 年前ですから、無いでしょう。しかし、その中にこれがあったんです。先ほど言われるように、市は、ちゃんと平成 18 年から平成 23 年に止めるまで、125 t のお湯を出してお金もちゃんともりましたというものを公文書で出されたんです。我々は、口頭だったんですが、これでちゃんと正しく我々の主張がおおるなということで、皆様方にこの御判断を委ねたいんです。165 名の被害者が、なんで私たちは悪いこともしていないのに、毎月毎月何年も金を払って、全然温泉が出ない。ちょっと出たらほとんど底にあって、子供や孫を温泉に連れて行けない。そういう方々と私は直接、電話とか手紙でやり取りしています。どうかしてください、頑張ってくださいという意見しかない。それはそうでしょう。私も責任を感じながら、会長の立場でお話したほうが良いのか被害者の会の会長で話を進めたほうが良いのか、ちょっと迷っていて発言が遅れましたが、ここの歴史に関しては、ここにおられる理事の方、山元さんとか翁長さんのほうが歴史は長いので、昔のこととかいろいろなことは詳しいかと思えます。この中で先ほどありましたように山元さんが、平成 21 年の 7 月に別荘地を買われているのですが、ここの温泉はどんな温泉でどんな質なのか入ってみたいということで、その前の 6 月に、今、話ありました遊鹿霧に彼は泊まったんです。お湯は出っぱなしで、すごく良いお湯だなと。我々が出ていない時に、どんどん出ているのは、おかしいですよ。彼は、それを見て、良い温泉だから買われたんです。2 か月したら止まったんです。それから 1 滴も出ない。これが現実なんです。知らなかったと逃げれば、それで終わりなんですけど、私は被害者の会の会長ということで、文書を全部説明して一筆一筆印鑑を頂いていますので、やっぱり皆さんに陳情をお願いせざるをえないんです。どうかこれを皆さんの力で解決していただきたいと思っていますところなんです。

○委員（新橋 実君）

現在、市のほうに陳情があがっているわけですけど、現在、裁判はされていないんですか。

○陳述人（塩向撮美君）

裁判は、前会長の時に途中で辞められました。というのは、2 回も 3 回もやって、やっと和解案が出たんです。金員が 1,000 万円とか出たんです。その前は 3,000 万円が 1,000 万円になったんです。それを条件を付けてお支払いしましょうということで、ゆっくりしてたんですけど、吊り上げてきたんです。よくやる手ですよ。こちらが和解案に妥協してしまったものだから。先ほど申しましたように、裁判記録を見れば分かりますけど、10 年経ってから私が所有者だと言っていますけど、契約書もなければ金員のながれもなにもないです。裁判で、その証拠を出してくれと言われていきます。紛失してないと言うんです。1 枚だけあったらしいんですが、収入印紙もないめちゃくちゃなものが出たと。そんなものは裁判は相手にしません。こんな状態で、あなたたちは嘘だろうと言いたいんですけど、所有者というのは、民事では強いんです。登記したほうが強いんです。自分の土地が、これだけと言っても、ここまで登記してあれば登記簿のほうが強いんです。自分の土地は自分で守らなきゃいけない。こういった原理原則があるんですけど、こういう権利関係も先に登記されたり、こうだと言われると対抗できないところがあるんですね。そこのところが、とても

腹が立つところなんですけど、こういった事件に絡んできているものですから、どうやってやった方がいいのか。要するに民事になるんです。刑法であれば警察に行き捕まえてくださいで済むんですけど、そういうところもありますので、顧問である山下氏が一生懸命御説明したと思いますので、質疑があるなら、こちらのほうへしてください。

○委員（新橋 実君）

現在は、その公衆用道路とかそのタンクがある場所は全て、所有者はどうなっているんですか。

○陳述人（山下純一君）

流れを説明しますと、当時、平和興産が所有。平成 18 年 3 月に A さんという方の所有になって、お湯を抜かれたということで、5 月に訴訟を起こしまして、裁判の途中で 7 月に、現在の所有者である B さんに所有権が移転しています。本来であれば、この訴訟を起こしたときに所有権の移転禁止の仮処分をうてばよかったんですけど、弁護士がそれをうたずにやったものですから、結局、名義が変わってしまって、訴因そのものが消滅したということで、和解で終わってしまったんです。さらにそれから、この権利取得自体がおかしいという訴訟も起こしておるんですけども、弁護士が入れると、登記簿にある権利関係が優先します。こちらから和解を申し立てて、代金を払ってうんぬんという裁判になってしまいます。そこで、当時、自治会の皆さんが集まって 3,000 万円ぐらいまで払うという話まで出て、これで決まりだなというときに、年間 400 万円ずつ管理料を払え、売らないと。年間 400 万円で 10 年経てば 4,000 万円です。では、この配管等の破損があった場合、ちゃんとメンテナンスはしてもらえるんですかと聞くと、それは、自治会してくださいと。これは、現所有者の言葉です。さらに経過して、裁判で代金をきちんと支払ったという明確な証拠を示せという話になったんです。ところが、領収書も契約書もない。当然、大概の場合は、設備等に関しては、その設備の売買に関して図面等が出るんですが、それすらない。その中で、とうとう 1,000 万円という金額まで下がって、和解しようと話になったわけです。そうしたら、エピソードの配管が自治会とつながっていたんですけども、1,000 万円は払いなさい。しかし、エピソードにつながる管は切りませんという条件出たんです。ということは、自治会にまたお湯が給湯されれば、またその管を使ってお湯を抜かれる可能性があるということで、この和解がながれてしまったんです。125 t のお湯が給湯されておるということが、市への情報開示で明らかになったわけですけども、そのお湯はどこに行ったんですかと。お湯が出ないわけですから、本当に市は給湯していたんだろうかと思うわけです。そうしたら、先ほど言われた平成 21 年に購入された時には、すでに自治会にはお湯が出ていないんです。平成 18 年から出ない非常に不安定な状況が続いていましたから。たまたま遊鹿霧とエピソードが売買で一緒になって、今、遊鹿霧 1 件になっているんですけど、市に届けずに連結管を作った平成 18 年だと思うんですが、それ以降、自治会のお湯は出ていません。遊鹿霧を盗水で訴えようということで霧島警察署にも 3 回くらい行っているんですけど、今日この後、霧島警察署に。市は 125 t 供給していたけど現実にお湯は出ていない。霧島市の水道設備関係の指定業者は、霧島神宮台はお湯はでませんよと皆さん御存知です。お湯が出ないから安く売り

ました。安く売って買いましたと新しく買われた方も温泉が出ると思って買っても温泉が出ないということで、設備業者を呼んで配管のチェックをしたりいろいろなことをするんですけど、終わる頃になってから、ここはお湯はあまり出ないんですよと指定業者が言うらしいんです。ということは、皆さん出ないということを知っているんです。給湯されているのにお湯が出ないということは、どこに行ったのかと説明を求めても、タンクから先は民・民の話ですからと、このまま10年きているわけです。ただ、代金を受領されて、その代金を払っている人が恩恵を受けていないということ考えた時に、私は霧島市の対応というのは、やはり不適切じゃないのかなと。10人聞いて10人が変ですねと言いますよ。もう1点、自治会には教えていただけなかったんですが、この前の開示で出たんですけども、霧島市がエピシエールと遊鹿霧の連結管を最初に確認した時に、110万円の新しい追加の給湯契約を霧島市とエピシエールが結んでいるんです。ただ、代金を払っていたのは、自治会ですから。平成23年11月30日、温泉加入金請求書、金額110万円。これは現在、私たちが盗水を疑っておるその現所有者が、新たに購入をしたエピシエールというところの分の契約書と請求書です。この時にこの管がつながっていたのが、埋めてすぐであればですけど、すぐでなければ、当然、8月31日までは自治会のお湯がパイプを通っていたわけですからですから、これが契約のない遊鹿霧のほうに流れていたかどうかといのも、その時、話が出れば、明らかになったんじゃないかなろうかと。霧島市から教えていただけなかったんです。先ほども言いましたが、やはり125tのお湯が、6年間ずっと消え続けたことについて、昨年5月の1か月間、試験給湯をして漏水もないということで、皆さん、お湯が出たということであれば、やはり盗み取られた疑いも極めて高いということで、霧島総合支所の温泉グループのほうにも、その辺の知恵を貸してくれと。そして、自治会のほうで刑事告発も辞さないというようなことも伝えてあるんです。その辺も含めて考慮をお願いしたいなと思います。

○委員（厚地 覺君）

平成26年8月10日、山元さんが遊鹿霧に宿泊されています。現在でも遊鹿霧は温泉が出ているんですか。

○陳述人（山元規敬君）

現在、私は行ってないからわかりませんが、推測では、お客さんが泊まっているから温泉は出ているんでしょう。

○陳述人（山下純一君）

補足しますけど、平成23年8月31日にお湯が止まってから、今、示しました給湯の追加ということで新しい契約で110万払って、エピシエールも霧島市と直接契約されていますので、霧島市からの給湯ということで、今、直接受けられていると思います。自治会のほうはタンクは止めてありますから、お金は払っていませんので、今、全く出ない状況です。遊鹿霧は営業をされていますから、霧島市のメーターを通ったお湯を、今、供給を受けていると思います。ただし、これは、霧島総合支所前産業建設課長に確認しましたがけれども、現在、解体して改装中の状況の中で、遊鹿霧とエピ

シエール合わせて四つ露天風呂が、あると。四つの浴槽に対して、そこを満たすかけ流しにするほどのお湯は、メーターを見る限り供給しておりませんということを前課長は言われて、今年、退職されました。自治会でお湯が出ないという時に、山元さんが遊鹿霧に宿泊をされて、どんどん出ていた。かけ流しだったと。これは、インターネットを見ても、かけ流しの状況が写真で出ているんです。そういった状態です。

○陳述人（塩向撮美君）

今、情報公開で開示された書類をコピーしていただいているんですが、1日125tと支払した状況と表になっています。それと、110万円の契約です。その後、遊鹿霧の浴槽の寸法とか現場をあたった写真のコピーがあります。そこに職員名が書いてあるんです。私はお会いしたことがないんですけど、寸法を入れて、実際に現場を調査というか検査したということで写真に職員名が載っているんです。その人が、ちゃんと確認しているということになりますよね。どんな状況であったか一番詳しいはずですので、ぜひ、その方にお会いして聞きたいんです。これは、私どもがお会いしたいとオファーをかけても、一回も会わせてくれませんでした。この人が、担当で一番分かっているはずなんです。なぜ、その方を、我々に合わせてくれなかったのかということも、ちょっと残念な思いがいたしております。今、ここにありますコピーは、霧島総合支所からもらったもので、手に入るとは思いますけど、ぱっと見てもらうだけでもいいと思います。写真に造免って書いてありますので、それを確認していただきたい。

○陳述人（山下純一君）

補足ですが、この温泉問題が起こったときの担当は、最初からその職員なんです。それで平成23年11月に連結管を確認されて110万の追加契約金を現所有者の遊鹿霧の方から条例違反になるよとって徴収したのもその職員なんです。そのときに連結管があったら教えてくださいねと言っていたのに、あなたたちは関係ないと言われて、当時の自治会長は門前払いされたんです。湯気が出ているから温泉が通っているのではないかとわざわざ教えて、自治会は止めたから霧島市のお湯を取っているのではないかと行って三、四回お願いをして、やっと見に行ってもらったのが11月。お湯が止まったのは9月1日からです。行かれてひねればお湯が出ますからばれます。それでつないでありますということで、110万円の追加を取られたのが、この追加契約の経緯なんです。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳述人に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前10時03分」

「再開 午後10時15分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。引き続き陳情第2号を議題とします。陳情第2号に対する執

行部の見解の説明をお願いいたします。

○建設部長（川東千尋君）

陳情第2号、霧島神宮台別荘地に関する給湯についての陳情について、御説明申し上げます。霧島神宮台別荘地は昭和46年より開発が始まり、分譲された地区でございます。これまで、市といたしましても霧島神宮台別荘地自治会と協議を重ねてまいりましたが、このたび市議会へも陳情書を提出されたところでございます。詳細については、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

陳情第2号、霧島神宮台別荘地に関する給湯についての陳情について御説明申し上げます。霧島神宮台別荘地は霧島ハイツの北側に昭和46年より開発が始まり、分譲がなされた地区でございます。昭和63年9月に引湯管と給湯タンクの寄付採納を株式会社平和興産から受け、定量(日量125トン)にて配湯を行っておりました。また、公衆用道路等の敷地及び給湯設備につきましては、所有権がその都度代わっており、株式会社平和興産が経営難のため平成7年に倒産した後、第三者へ所有権が移転されています。定量配湯された温泉については、自治会管理のうえ個々に給湯を行っていましたが、何らかの原因で自治会員宅へ十分な給湯ができない状況を理由に、3か月の給湯料金未納による給湯停止が平成23年8月より現在まで行われています。定量配湯された日量125tの使用については、給湯タンクまでが市の管理となっています。なお、民事裁判での和解解決のため、一時的に試験給湯をおこなった結果、個々の給湯ができましたが、第三者が和解に応じなかったため、本給湯ができない状況が続いております。今後も解決の方策を調査・検討してまいりたいと考えております。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（厚地 覺君）

125tという湯量は、確実にタンクに入っていたわけですか。その後、125tのお湯はどこに行ったんですか。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

125tの計量方法は、三角ノッチというのがあるんですけど、その中で125tから130tの湯量をタンクに入れていたのが事実でございます。先ほども申し上げましたように、市の管理としては配湯タンクまでの管理となっております。それから先の配管関係については、市の設備ではございませんので、それから先については管理しておりません。

○委員（木野田誠君）

市が給湯を止めているのは、平成23年8月からですか。そうすると、止められた理由は未納ということで止められたと思うんですが、この未納金はいくらあるんですか。

○霧島総合支所産業建設課主幹兼温泉G長（谷山一治君）

現在の未納額ですが、112万4,700円となっております。

○委員（木野田誠君）

仮定の話で申し訳ないんですけども、この112万4,700円というお金を、霧島神宮台自治会が納められたら、新たにタンクまで給湯は可能なんですか。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

給湯は可能でございます。ただ、長い間、配湯を止めておりますから、配湯をしたときに恐らくタンクまでの引湯管1,340mの修繕が発生するものと思われまます。直ちに給湯できるというお話ではないようでございます。修繕をしながら配湯を開始したいというようなことでございます。

○委員（木野田誠君）

1,340mですか。これの修繕料が掛かると思いますが、これは、市で持たれるという形になると思うんですが、これも仮定の話になるかもしれませんけれど、市のほうでタンクまで給湯して、給湯した後は、タンクからそれぞれの家庭に給湯できますか。これは範囲ではないかもしれませんが、いろいろな問題があるかと思えますけど。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

今おっしゃるような問題が、多々発生するのは目に見えているのかなと思います。現在、ペンションが3つあるんですけども、ペンションの3か所につきましては、自治会経由のパイプではなくて給湯本管のほうから直接のつなぎこみになりました。今後は、施設の改良も検討しないとイケないだろうと思います。結構、年数が経っていますから、配管そのものも市の施設ではない部分についても、恐らく手をかけないと、うまく配湯はできないのかなと危惧をしております。

○委員（木野田誠君）

この霧島神宮台自治会への給湯とは別に下のペンションについては、現在、名前も挙げて何件、市と直接、給湯契約を結んでありますか。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

ペンションは3か所ございます。

○委員長（下深迫孝二君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時23分」

「再開 午前10時25分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（木野田誠君）

今、ペンションに給湯しているのは、異人館、遊鹿霧、エピシエールの3軒で間違いはないですか。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

そのとおりでございます。

○委員（木野田誠君）

先ほどの霧島神宮台自治会の説明で、エピシエールと110万円の契約をしてあるとの話なんですが、この110万円というのは、温泉給湯を開始するときの契約金ですか。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

先ほども言いましたように、温泉の経由は、当初、自治会のタンク経由で取っておられたんですけど、自治会のほうが給湯代未納で、実際、温泉が出なくなったものですから、遊鹿霧のほうには、温泉が来ていたわけございまして、その遊鹿霧を経由してエピシエールに温泉を引かれた。ですから、直接の配湯になったということで、温泉の加入金は、温泉の浴槽の面積で算定するものですから、増額した分2.5㎡の44万円/㎡ということで110万円頂いております。

○委員（木野田誠君）

今、遊鹿霧からエピシエールへ給湯をするための契約金ということでありましたが、これは公的なパイプのつなぎという形でとらえていいですか。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

そのパイプについては公的な配管だということでございます。

○委員（前島広紀君）

先ほどの陳情者の説明では、平成18年から6年間お湯が出なかったということだったんですけども、今の説明では何らかの原因で自治会員宅へ十分な給湯できないということですが、十分できないということは、少しはできていたということですか。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

私も4月に来たばかりで大変申し訳ないんですけども、自治会の方々のお話によると、給湯がままならなかったというようなお話はお聞きいたしました。私も現実にそういう声を直接聞いたことはございませんので、4月以降3回ぐらい自治会の方々も私のところに来られて、いろいろな事情もお話されていらっしゃるんですけども、その際、給湯がままならない時期があったんだというお話はお聞きしております。

○委員（新橋 実君）

平成23年3月から平成23年8月まで、ほとんどお湯が出なかったということで話があったわけですけど、この間に霧島市として、話合いとか現地を確認するとか、どれぐらいされていますか。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

いろんな資料を見てみますと、自治会の方々への説明には3回以上は行っているというような記録は残っております。温泉の分担金の納入のお話しとかですね。実際、自治会の中にも分派というような行動もあると。本体の自治会があって、それに反対する方々またもう一つの住みやすくよりよいまちとか、いろいろな名前で派がもう一つ作っておられるというようなことで、本体の自治会の方々との協議はされております。この件については、古いところからいくと、旧霧島町議会の頃からの懸案事項なんです。これについて、いろいろな相談がなされておるのは事実でございます。

現地のほうでも会合等にも足を運んでいるという記録は残ってございます。

○委員（木野田誠君）

今度の陳情書は、本件問題を解決するために消失した温泉水日量 125 t の原因究明と同別荘地開発に係る条件等に違反がなかったかの調査を強く求め陳情をいたしますとあるわけですが、別荘地開発に係る条件というのは別として、125 t の原因究明の調査を強くというような形で書いてあるんですけれども、課長も4月にみえて、3回ぐらい話をされたということがあるわけですが、この自治会の方々が、課長のところに3回みえて強く強調してお話しされる内容はどの部分なんですか。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

ここの陳情書にあるように 125 t のお湯がどこに消えたんだと。それは、市のほうで把握している話ではないのかと、特にそこを強く言われるところでございます。

○委員（岡村一二三君）

今、同僚委員から、この陳情の趣旨の関係の話がありました。この遊鹿霧ですか。ペンションは3カ所ありますけど。給湯契約金を110万円頂いていますよということと公的配管をしたという説明あったんですが、先ほどの陳情者の説明によると、この自治会のそれぞれの家庭への配管と遊鹿霧の配管が設置をされていたという経緯があるというような説明もあったようですが、110万円の契約金をもらって、公的に配管をしたとき、設置をされていた分は廃止されて、こういう形になったのか。何を言わんかと言うと、遊鹿霧のほうはお湯が出ていましたと。自治会のほうには、お湯は来ていなかったということから、こういう説明をされていらっしゃるんですが、このことはどうなっているんですか。遊鹿霧だけに公的に配管しましたということと自治会側の配管を設置されているということで整合性がとれないと思うんですが、その辺を説明していただけますか。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

先ほど申しあげましたように、平成23年8月から給湯停止に入ったわけなんです。エピシエールのほうは、自治会経由でお湯が来ていたんです。自治会経由のお湯が止まったことによって、本管からの直接給湯に切替えざるを得なかったということでございます。現在、配管図等が、まだ提出されておきませんので、配管図を提出するように求めているところでございます。

○委員（岡村一二三君）

先ほどの陳情者の話では、エピシエールということでした。結局、平成23年8月31日で自治会のお湯は止まったんですよと。それにもかかわらず、こちらのほうは、110万円で公的に配管をしましたよという説明でしたので、契約金をもらう以上は、ちゃんと確認をして自治会から配管がされていたものはシャットアウトしないといけないと思うんですが、それを、今から確認するというのは、ちょっとおかしいと思うんですが、契約金をもらっているわけですので。一方は、給湯を止めているわけですから。その辺はどうなんですか。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

先ほども申し上げましたように、配管図らしきものが出てきておりませんで、そういう確認をする方法がないものですから、現在、配管図を提出するように指導しているところでございます。

○委員（木野田誠君）

先ほど、その自治会の方の説明を聞くと、盗水ではないのかとまでおっしゃってました。ですから、その辺は、できればはっきりしてあげたほうがいいと思うし、それともう一つは、エピソードとの110万円の契約金についても、ある意味、疑問を持っていらっしゃる部分もあるようでした。それと自治会の方々は、その市の本管とエピソードなりここの公的な契約がなされているということ、はっきりとおっしゃってなかった。おっしゃらなかったんではなくておっしゃってなかったです。湯気がどんどん出て、お湯がどんどん出ていますから、市から来ているのではないですかというくらいでしかおっしゃいませんでした。ここは、はっきりと市の立場として説明をして理解を得られたほうがいいんじゃないかと思います。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

また、おみえになるでしょうから、その際は、委員会ではこういう話だったみたいですねというように、説明はさせていただきたいと思います。

○委員（常盤信一君）

そうすると、給湯はできなかったんで、お金を払う必要がないというように聞いているんですが、執行部の話を聞くと、そうでないように聞こえる部分もあるんですが、要するにお金を払わなかったから止めましたというふうに聞こえるんだけど、あの方たちが、止めざるを得なかったというふうに言って支払をしないという点では、どういうことで給湯できなかったのかの調査は具体的にはしていないんですか。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

給湯停止については、自治会からどうしたらお湯が止められるかと。どういう手法があんだというように相談があったというふうに聞いております。3か月、給湯料を支払しなければ、給湯は止めますよというように、自治会とは協議の上で給湯停止に踏み切ったとは聞いております。

○委員（常盤信一君）

ということは、止めてくれといったこと理由については、行政は、一切聞いていないといふふうに理解して良いですか。

○霧島総合支所産業建設課主幹兼温泉G長（谷山一治君）

実際、自治会の方々に温泉がうまく供給できていなかったというふうに聞いております。

○委員（常盤信一君）

給湯がうまくいってなかったと。したがって、お金を払うこと自体おかしいのではないかと。ということで、どうすれば止められるんですかということだと思いますが、なぜ、そうなっているかと原因の究明の調査はされなかったんですか。

○霧島総合支所産業建設課主幹兼温泉G長（谷山一治君）

市としては、タンクまでが市の契約でございます。その後につきましては、自治会の方々の管理となっております。昨年ですが、市と自治会と協力してというか、試験給湯を行いまして、4月から5月にかけて、一応、うまく出たと自治会の方々から報告は受けております。

○委員（常盤信一君）

行政ができる範囲というのもあるんだろうと思いますが、だとすれば、タンクから配管を通してそれぞれ行くんでしょうけれども、市はそれ以降は関わりないとすれば、地域の人たちの生活を確保するという点からいうと、温泉の分譲地でしょうから、当然、温泉が出なければ意味がないという話になるわけですが、多額のお金で購入されたわけですから。当然、タンク以降のことについて、その業者なり権利を持っている方に、こういう苦情が出ているが、どうなっているのかと調査をした結果を報告をなさいと、市はちゃんと給湯ができるように確保しているのに、なぜ行かないんだという話はすべきだというふうに思いますが、いかがですか。

○建設部長（川東千尋君）

職員の異動もあって替わっているわけですが、平成24年当時の記録によりますと霧島神宮台の温泉給湯は平成23年8月に停止いたしましたわけですが、自治会からエピソードの使用状況の確認要請というものが、こちらのほうにもありまして、平成24年に職員による立入調査なども行って、やり取りというのは、その後もいろいろ所有者の方とやっているということではございます。

○委員（常盤信一君）

先ほど裁判にもなって和解をしたという話がありましたけれども、それでも今日に至っているという経過からすると、幾ら民間同士の話とはいえ、ちゃんと供給ができるようにしているのに、後がどうなってるかわからないというような状態が続いているという点でいうと、当然、市民の生活を守るという視点からいうと、こういう陳情が出てきてもおかしくないんじゃないのかと。なぜ、市が知らないのか又知っていればそれなりの指導もしてほしいということだろうと思うんですけど、何年もこういう事態が続いているということは、私どもはどういうふうに理解すればいいんですか。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

基本的には前に進んでいないというのは、今、おっしゃるように民と民にお任せというようなところだろうと思います。今後、どういう手立てがあるのか、来月15日に市営温泉供給事業の在り方検討委員会という場でも、この霧島神宮台をテーマに、皆さんからいろいろお話を引き出して解決の方策を探っていきたいと考えております。基本的には、この土地が道路敷それから配管施設、これはまだ個人の方のものでございまして、我々が手を着けようにも手を着けられないということでございます。それは、確実に根本の原因です。

○委員（常盤信一君）

そうだろうと私も認識するわけですが、先ほど課長の説明にありますように、いろいろ給湯が出来なかった状況が続いていることを振り返りながら、今後、解決の方策を調査・研究して検討をし

たいということですから、ぜひ、そこの自治会の関係者の方々なり理解を得ながら、この問題がスムーズに解決できるようにしていくという点では、そういうふうに私どもは理解しておけばいいわけですね。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

解決の手法につきましてはいろいろあるかと思います。ただ相手があることでございまして、相手の方がすんなりと応じていただければ、解決の方策はないことではないというふうに認識はしております。今後、積極的に解決を図るように努力をしてまいりたいと思っております。

○委員（新橋 実君）

日量 125 t が供給されていたということですがけれども、市のタンクに入れるわけですよ。1日に何 t 入ったということは確認できるんですか。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

計量は、三角ノッチという備付けのものがあるんです。そこを流れていくお湯の深さで計量して定量の 125 t 前後なんです。128 t 流れたり、計算上は若干違うんですけど。こういうもので1日に入っていくお湯の量を確認したと。24 時間でどれだけ流れるのかと。毎分どれだけ流れていけば、24 時間で何 t いくんだという計算で計量させていただいております。

○委員（新橋 実君）

それが、毎日、日量 125 t あったということですね。そうなった場合、先ほど言われましたように6年間ほとんど住宅のほうに流れてこなかったということだったわけですがけれども、その中で同僚委員からありました下のペンションのほうでは、結構なお湯が出ていたということで、話合いの中で、そういう話も出たんじゃないかと思うんですけど、出なかったんですか。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

確かにそういうお話がございました。聞いたところによると、今の自治会経由のペンションのお湯については、口径を 20 mm から 30 mm に絞って、さらにその中に穴を詰めたような感じで 6 mm から 7 mm ぐらいの配管の断面しか取れないぐらいのやつで流していたということも聞いております。それから途中で湯温が下がるものですから、湯温が下がることを防ぐために捨て湯と言いますかお湯を捨てていたということも含めて。ただそういう話をして自治会の方々には全然信用されませんので、そういうことも影響があるのではないんですかと施工した業者はそのように話をしておりました。

○委員（新橋 実君）

確認ですけど、公衆用道路は、あくまでも公衆用道路ということで寄附採納しなくてもかまわないわけですか。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

別荘と一体的に開発された部分でございまして、あくまでも分譲地に付いた道路ということで、通行権ということは問題はないと。今すぐに取り上げて通らせないという話にはつながらないとい

うことで、弁護士のお話の見解では問題ないということでございます。

○委員長（下深迫孝二君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時53分」

「再開 午前10時58分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（木野田誠君）

先ほど課長の説明によりますと、今後も解決の方策を調査・検討してまいりたいと考えておりますとありますが、大体どういうことを考えていらっしゃるかお願いいたします。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

いろいろな解決の手法があろうかと思えますけれども、具体的には今後、検討をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○委員（新橋 実君）

今後、検討するということですが、いつ頃までに解決を図りたいというようなことを考えていらっしゃいますか。

○霧島総合支所産業建設課長（原田 修君）

なにしろ相手もいらっしゃるわけでございます。大きな会社とかが相手であると社会通念上、御理解もいただけるかと思うんですけども、個人の方が所有されておりますので、慎重に交渉を続ける必要があるのかなというふうに感じているところでございます。いつまでにやろうとかいつまでにできるかは明確に回答ができないようでございますので、鋭意、交渉を続けてまいりたいと思っております。

○建設部長（川東千尋君）

先ほどの常盤委員の御質問に対してでもあるんですが、私どももできる範囲で自治会の方々のそういうお困りの部分については対応できる方策を考えていきたいと思っております。ただ、これまでの対応としまして、まず、給湯を止めて平成24年末にその所有者の方と自治会との間で係争が始まったと。平成24年12月から昨年7月8月、ちょうど1年前にその係争が終わったわけですが、これは和解ということをおっしゃいましたけど、我々としては和解というふうにはお聞きしなくて、自治会が裁判を取り下げたというふうに聞いております。ですから、当然、所有者の方々の話合いはついてないということで、それが1年前でしたので、それを受けてその後、行政としてできることはないかということで、その所有者の方々にこちらも何回かお会いしたいといったようなことを申し出たんですが、数回訪ねても、なかなか会っていただけないようなことがございまして、そのようなところが難航しているところがございまして、努力は当然これからはしてまいりますが、どうしても所有者がいらっしゃるということを加味しながら、今後また地道にや

っていきたいというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

これは要望ですけれども、先ほど自治会のほうからも話がありましたけれども、あとは行政に頼るしかないということを切に言われておりましたので、しっかりと解決に向けてやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情第2号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時02分」

「再開 午後11時05分」

△ 議案第53号、霧島市空家等対策協議会条例の制定について

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第53号、霧島市空家等対策協議会条例の制定について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（川東千尋君）

議案第53号、霧島市空家等対策協議会条例の制定について、概要を御説明申し上げます。平成27年5月26日に空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されたことに伴い、空家等対策計画の作成及び実施について協議する霧島市空家等対策協議会を設置するため、本条例を制定するものです。詳細につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

議案書が、7ページから9ページ、新旧対照表が、4ページから5ページになります。議案第53号、霧島市空家等対策協議会条例の制定につきまして御説明致します。本議案は、平成26年11月27日公布された「空家等対策の推進に関する特別措置法」が、平成27年5月26日から全面施行されたことを受け、法に基づく協議会として、空家対策の協議を行うための第三者機関である「霧島市空家等対策協議会」を設置するため、制定しようとするものであります。協議会の委員につきましては、法に基づき、市長のほか、地域住民、市議会議員、法務、不動産、建築等に関する学識経験者等で構成する予定でございます。なお、本協議会では、法に規定されている「空家等対策計画」の作成等に関する協議のほか、空家が特定空家に該当するか否かの判断、特定空家に対する措置の方針など、広く本市の空家対策に関する協議をお願いする予定でございます。以上で、説明を終わ

ります。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（中馬幹雄君）

この3条の2項ですか。この中に、地域住民、市議会議員、法務、その他となっておりますが、この人員の何人ずつという割り振りは、分かっていますか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

協議会の委員についてでございますけれども、具体の人選につきましては、本定例会の成立を待ってからというふうに考えております。人員につきましては、それぞれの分野から幅広にとというのは思っておりますけれども、市のほうで、この附属機関に関する方針というものがございまして15名以内で構成するというものがございまして、その中から人選をして、委任等をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員（新橋 実君）

今のその関連ですけれども、地域住民となった場合、地域と言っても広いわけですが、その地域地域で、その都度その都度、住民の場合は決めていくということですか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

地域住民としまして、今、事務レベルで考えておりますのが、自治公民館の連絡協議会。こちらのほうに推薦をお願いしたいと思っておりますのと、あと民生委員、児童委員の協議会というものがございまして。こちらのほうから、代表で入っていただくかというふうに考えております。と言いますが、平成25年度に霧島市の空家対策の基本方針というのを作っておりまして、その中で任意に検討委員会というのを作っておりますけれども、その際も地域の声ということで、この2団体から推薦をいただいて委員に入っていたところですので、今回も同じように考えているところでございます。

○委員（新橋 実君）

そういう形になると、今、いろいろありますけれど、若い人が入るような形ではないのではないかと思いますけど、そういったことは考えていますか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

今、若い人というところがございましたけれども、この2団体につきましては、我々のほうから、この方をとということではございませんので、協議会のほうに適任者をということで推薦をお願いしたいというふうに考えておりますので、その推薦を依頼するにあたりまして、こういったような配慮をお願いしますというところを、検討していきたいというふうに考えます。

○委員（中馬 幹雄君）

今の回答ですけれども、自治公民館連絡協議会ですか。それでは、年齢的に高齢の方がほとんどだと思います。そしてまた、民生委員もほとんど高齢の方で、若いメンバーはほとんどいないんじ

やないかと思うんですが、どうですか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

確かに、市の行政、空家対策、これから先ずっと続く協議会でもございます。大きな課題のある政策を議論していく協議会ということになりますので、いろいろ声をいただきたいというふうに、我々も思っております、そういった中で、若い方の声をどういった吸い上げができるかというあたりも検討してまいりたいというふうに考えます。

○委員（新橋 実君）

今、こうやって良いことなんですけれども、よその自治体で、この協議会を先に作っているところもあると思うんですけれども、そういったところを参考にされたのか。霧島市では初めてなんですけれども、どこか参考事例とかあったんですか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

今回のこの協議会につきましては、県内では恐らく初めての動きになります。我々が作ろうとしております協議会といいますのは、この昨年11月にできました空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて作る協議会というものを考えております。それ以前につきましては、法律制定前ということになりますけれども、それぞれの市町村、県内でいきますと鹿児島市とか鹿屋市とかは、空家を適正に管理しましょうという独自の条例を持たれておりました。そういった中で、それぞれの審査会という名前であったり、専門の委員会を設けているようなところはあるようなんですけれども、我々としましては、そこを参考にしたのでありません、あくまでも法に基づく協議会というところを形づくろうというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

今回、この協議会ができることは、良いことなんですけれども、今後は、例えば古い空家とか出た場合、家の解体をどうするのかとか、家の持ち主の問題もあったりして、非常に厳しいところも出てくるわけなんですけれども、そういったことも対応するには、役員の方も、いろんな厳しい決断をされると思うわけなんですけれども、そういう点については、法務の方もいらっしゃったりするわけなんですけれども、どういうふうに考えていらっしゃいますか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

委員御指摘のとおり、この空家問題というのは、どうしても個人の財産に踏み込んだ対応ということになりますので、段階を経て空家等対策の推進に関する特別措置法の中でも指導しましょうと。助言・指導そして勧告。ここまでは行政指導のレベルです。その次の段階の命令。その先の行政代執行。これは不利益処分ということになります。当然、不利益処分の段階に踏み込む場合につきましては、我々としましては、慎重に対応すべきだろうと考えておまして、法務に関する学識経験者、今、弁護士を想定しておりますけれども、あと専門的な学識経験者、大学の先生を考えておりますけれども、そういったところのアドバイスをいただきながら、間違いのない舵を取っていきたいというふうに考えております。

○委員（木野田誠君）

空家対策の中で、最後の段階。行政代執行ですよ。この辺の判断は、その15名の委員の中で、多数決で決められるとか、どういう形で決める予定ですか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

行政代執行に当たりましては、ずっと先の話だというふうに考えているんですけども、その前の段階で、それが指導対象になるかという特定空家というのが、この措置命令の対象になってくるわけですけども、その特定空家になるかどうかという判断基準をまず作りますけれども、その1軒1軒につきましては、協議会の中で指導対象になるかという協議をお願いしたいというふうに考えております。行政代執行につきましては、最後の最後ということになりますけれども、協議会の意見、当然、地域の意見、いろんな声があるかと思えます。そういうところを総合的に判断しまして、最後は市長として判断するということになっていこうかというふうに考えます。

○委員（新橋 実君）

この協議会の開催ですけども、年に何回くらい開催される予定ですか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

今回のこの協議会ですけども、設置条例が本定例会で成立しますと、委任の手続き、各団体との調整等をしまして、早ければ1回目を平成27年8月か9月あたりに開きたいというふうに考えております。それを踏まえまして、年間の年度のスケジュールを考えようかと、どの時期でと思っておりますけれども、最低2回、うまくいけば3回というふうに考えているところでございます。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第53号についての質疑を終わります。

△ 議案第54号、議決事項の一部変更について（土地の取得）

○委員長（下深迫孝二君）

次に、議案第54号、議決事項の一部変更（土地の取得）について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（川東千尋君）

議案第54号、議決事項の一部変更について、概要をご説明申し上げます。国分上小川地区コミュニティ広場建設用地として、新たに1筆145㎡を追加取得するため、平成27年第1回霧島市議会定例会で議決された土地の取得について、その一部を変更したいので、議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○都市計画課長（池之上淳君）

御説明の前に、まず、平成27年第1回定例会で議決いただきました土地の取得について、土地の所在地の小字名に誤りがございましたので、このことについてお詫び申し上げさせていただきます。この件につきましては、前回の定例会で、土地の所在地の小字名を、今回の議案の10ページの真ん中ほどに記載してありますように「字砂子田（すなこだ）」と表記しておりました。しかし、正しくは、その右のように「字砂ヶ町（すなこまち）」であり、前回の小字名の表記に誤りがございましたので、今回の議案で、土地を追加取得することによる数量等の変更と併せ、修正させていただきたいと考えております。大変申し訳ありませんでした。それでは、議案第54号について御説明させていただきます。議案の10ページでございます。議案第54号、議決事項の一部変更について、御説明申し上げます。本議案は、平成27年第1回霧島市議会定例会において議決された「国分上小川地区コミュニティ広場建設用地」の土地取得に加えて、相続人の1人が不在者となっていたため、第1回定例会前に仮契約を締結できなかった土地1筆について、不在者財産管理人を選任するなどの処置を行い、平成27年4月に仮契約を締結することができましたことから、第1回定例会での議決事項の一部を変更し土地の取得をしたいので、地方自治法第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（厚地 覺君）

今の説明で、相続人の1人が不在者となっていたため、不在者財産管理人を選任するなどの処置を行いとありますけれども、これは、不在者でも財産管理人というのがあれば、土地の売買は可能なんですか。

○都市計画課長（池之上淳君）

今回の場合は、不在者財産管理人という選任を、その最終的に不在者が、住所がありました大阪の家庭裁判所に選任をするということ上申をしまして、それから今度、大阪の家庭裁判所から鹿児島家庭裁判所加治木支部のほうに、それが事件として移送という形でされまして、それで鹿児島家庭裁判所加治木支部のほうで不在者財産管理人を選任をしまして、その方が、その土地の管理をすることができるようになります。そして、売買については、実際、権限外になるんですけども、その選任された管理人の方が、今度、権限外行為というのを、鹿児島家庭裁判所加治木支部に上申をしまして、それを鹿児島家庭裁判所のほうが承認をするということによって、土地売買が可能になるという手続きになっております。

○委員（厚地 覺君）

権限外行為なんですか。

○都市計画課長（池之上淳君）

土地売買等のことについては、その不在者財産管理人としては、権限外ということをございまして、それをするというのを、家庭裁判所のほうに承認を上申したということになっております。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第 54 号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 11 時 23 分」

「再 開 午前 11 時 30 分」

△ 議案第 52 号、霧島市中小零細企業振興条例の制定について

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第 52 号、霧島市中小零細企業振興条例の制定について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（池田洋一君）

本日は、二つの議案をお願いしております。議案第 52 号、霧島市中小零細企業振興条例の制定についてと議案第 55 号、土地の取得をお願いいたします。詳細につきましては、課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

議案第 52 号、霧島市中小零細企業振興条例の制定の概要につきまして、御説明いたします。資料といたしましては、議案の 4 ページから 6 ページをご覧ください。本条例案につきましては、市内企業の 9 割以上を占めている中小零細企業において、昨今の経済情勢の変化や高齢化、人口減少社会の到来など社会構造の大きな変化等も加わり、その経営環境が年々厳しさを増してきている状況を踏まえ、中小零細企業の更なる発展に向けた取組を関係する機関が一体となって継続的に推進し、中小零細企業の振興につなげるとともに、地域経済の活性化と豊かな市民生活の実現のために制定しようとするものであります。また、本市の中小零細企業のうち、さらにその 9 割以上が小規模事業者であることから、特にその対応について十分配慮することといたしました。本条例案の主な内容といたしましては、本条例案は理念条例ではありますが、中小零細企業の振興に関する基本理念を定め、市の責務、中小零細企業の努力、関係者の役割等を明らかにするとともに市の基本方針を定めたものであります。更には、有効な施策の策定及び実施に向けて取り組むため、霧島市中小零細企業振興会議を設置し、定期的に市の振興策を評価・検討していただくこととしております。以上が議案第 52 号、霧島市中小零細企業振興条例案の概要であります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（常盤信一君）

私も一般質問で提起をさせていただいて、それなりの時間が必要であったという認識をしているわけですが、この条例案を提出するまでに、どのような議論や経過を経たのか少し説明していただくとありがたいんですが。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

この霧島市中小零細企業振興条例の策定に当たりましては、霧島商工会議所、霧島市商工会、霧島経済同友クラブ、鹿児島県中小企業家同友会それと霧島市において、いろいろな議論がなされました。平成26年3月20日から平成27年1月14日までの期間に7回、いろいろな意見を出してもらえまして、それらを踏まえて、この条例に反映させたところでございます。

○委員（常盤信一君）

鹿児島県では初めてであり、全国的にも、たくさんない条例だと思いますが、それ意味では不安もあろうかと思えますけど、決意のほどを聞かせください。

○商工観光部長（池田洋一君）

決意と申しますか、本条例制定したのは、今、言われたような形で県内で初めてでございます。先ほど、課長が申したとおりでございますけれども、議会の方々等からいろいろ質問をいただきました。それから、我々も、いろいろな県外のところの状況を調べたり、または今、言ったような組織の中でいろいろ協議をしました。その中で、この条例そのものが、絵に描いた餅にならないよう、中小零細振興会議の中で、いろいろなメンバーを集めてそこで協議をしながら財政措置しなければならないケースが出てきた場合は、これに反映させるとか。それと小規模事業者を特に配慮した形でございます。まだまだ今から始まるわけですけれども、今後、これを生かしながら商工業の振興もしくは中小零細企業への配慮というものを行なっていきたいというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

これを作ることは、いろいろあったと思うんですけれども、私もちょっと中小零細企業の方から聞くわけですけれども、今、プレミアム商品券を発行されますよね。ああいったものが商工会とか商工会議所に入っていないと、その販売先にならないとかそこでないと使えないとかいろいろ聞くわけですけれども、これを作ることによって、そこでも使えるとかそこでも発行できるとか、そういったことが可能になるのか、そういったことも考えていらっしゃるのですか。

○商工観光部長（池田洋一君）

8月2日からプレミアム商品券を販売するんですけれども、これにつきましては、制限がありまして、商工会議所、商工会、観光協会の会員の中から加盟店を選ぶというふうにしております。そうでないと、商工会、商工会議所の協力なくしては、とてもできる事業ではないものですから。その中で、仮に商工会など今回のプレミアム商品券の関係では、今、会員でないと加盟店になれないというものがありましたけれども、この前聞いた中では、商工会の会員が20会員増えたとか、そ

ういうものもございます。そういう形で確保するとか、そういう目的もありますので、その事業事業によっては、そういうことをさせていただきたいと。ただし、この条例の中では、議案質疑でもありましたように市内の中小零細企業の皆さんを対象にしますので、市が行う事業等で全般的なやつもあれば、プレミアム商品券のような形で、組織に加入していただくのも大きな目的で、そのケースバイケースで進めさせていただきたいというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

こういった条例を作られるわけですが、中小零細企業は、市内にどれぐらいあるのか確認されていますか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

私どものほうで確認をしましたところ、小規模事業者が 4,102 事業所。中小企業者が 327 事業所。大企業が 55 事業所。合計で 4,484 事業所になっております。

○委員（新橋 実君）

その中で商工会、商工会議所に入っているという事業所はどれくらいありますか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

半分くらいというふうに聞いております。

○委員（木野田誠君）

この前の本会議でもありましたが、農業協同組合法に定める農業者の確認ですが、単に農業者でもこれに該当しますか。というのは、この前、個人農家が事業所・事務所を有する場合というような返事がありましたけれども、その農家は、当然ながら事業所と言えるかどうか、ここはあれですが、農地を持って仕事をしているわけです。これを事業所として認めていらっしゃるのか。

○商工観光部長（池田洋一君）

本会議の中でも御説明しましたが、農業者、その中でも市内に事務所又は事業所を有し、事業を営んでいるものという形でございます。確かに、ここの線引きそのもの難しいわけですが、第 4 条の市の責務の中の第 5 号の中に、観光及び農商工連携並びに 6 次産業の推進というものがございます。この基本方針を掲げたということで、そうなれば、当然、現在、農業を営んでいらっしゃる方等で、こういう事業を推進される方もこの中で中小零細企業というような形にさせていただけないかということでございます。その中で、6 次産業化をされることによって、商工会議所の会員とかそういうものにもなり得るものだというふうに、我々は解釈しております。

○委員（木野田誠君）

それでは、単に農業者は、これに該当すると受け取ってよいですか。

○商工観光部長（池田洋一君）

単に農業者というのは、我々もこの中では、ちょっと解釈が難しいと考えております。私どものほうは、農業者の中でも、いろんな意味での食品農産物を加工して販売するというところまでを

考えた形で農業者というふうには認識を持っております。

○委員（厚地 覺君）

農産物を加工するのは、当然、法人組織あるいは会社組織だと思うんですけども、この小規模・中規模・大規模の、この分け方というのは、出資金はどのくらいまでを指しているんですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

まず、中小企業者という定義を読みます。資本金・出資金が3億円以下の会社並びに使用する従業員の数300人以下の会社及び個人に属する事業所を営むものが、大前提になるんですけど、その中で、卸売業については、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数100人以下。また、サービス業については、資本金・出資金の総額が5,000万円以下、常時雇用する従業員については100人以下。また、小売業については、資本金・出資金の総額が5,000万円以下の会社、常時使用する従業員の数50人以下というような形になっておりますので、それらを踏まえて定義付けたものでございます。

○委員（厚地 覺君）

100人以下50人以下と言われても分かりませんが、例えば、5人以上50人以下という分け方ではないですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

先ほどの中小企業者の中で小規模事業者という定義があったと思うんですけども、これについては、おおむね、常時使用する従業員が20人以下の事業所です。また、商業またはサービス業に属するものは5人以下を定義付けているところでございます。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第52号についての質疑を終わります。

△ 議案第55号、土地の取得について

○委員長（下深迫孝二君）

次に、議案第55号、土地の取得について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

議案第55号、土地の取得についての概要を御説明いたします。資料といたしましては、議案の15ページから18ページをご覧ください。今回、取得しようとしている土地は、皆様に先週の金曜日に現地調査をしていただきました鹿児島県工業技術センター近くの霧島市隼人町小田字六ノ坪1507番2外40筆であります。土地の面積は、86,577.28㎡、現在の登記上の地目は、山林・原野・

雑種地、地目毎の筆数の内訳としては、原野が 17 筆、山林が 23 筆、雑種地が 1 筆の合計 41 筆であり、取得金額は、10 億 4,883 万 4,137 円であります。この土地は、霧島市土地開発公社が保有しておりますが、本市における企業立地の促進を図るため、霧島市土地開発公社から霧島市土地開発基金を活用して、市の資産として取得しようとするものであります。以上が議案第 55 号、土地の取得についての概要であります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（中馬幹雄君）

現地調査の日は雨で記録ができませんでしたけれども、この土地の平地部分と法面部分の面積を教えてください。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

お手元に造成計画平面図という書類が届いているかと思います。まず、黄色の部分です。これが宅地造成面ということで、この面積が約 4 万 4,790 ㎡でございます。宅地造成面の北側のほうに銀色で 3 か所示してあるところが進入路でございます。この部分が約 1,080 ㎡でございます。次に平面緑地でございますけれども、黄色い部分のこの 3 か所の部分が約 1,830 ㎡。それと法面の部分、緑の部分についてが約 4,700 ㎡になっております。

○委員（中馬幹雄君）

濃い緑の部分は。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

濃い緑の部分は法面というか土羽の部分で、ここは今、計算できておりません。平らな部分だけをお示ししたところでございます。

○委員（新橋 実君）

坪単価を教えてください。

○委員長（下深迫孝二君）

しばらく休憩します。

「休 憩 午前 11 時 51 分」

「再 開 午前 11 時 53 分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

坪当たり約 4 万円になります。

○委員（新橋 実君）

現在、造成もきれいにされて、乗り入れもできているわけですがけれども、ここは市の水道が入ってるんですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

前の方に市道小田西線がございまして、これ沿いに最初の入口の所までは水道管は入っております。

○委員（新橋 実君）

宅地内には、まだ入っていないということですか。何mmが入っているか確認をしたいのですが。

○企業振興室長（濱崎利広君）

市道には、口径 75 mmが敷設されており、団地内には、口径 40 mmがすでに引き込まれている状況でございます。

○委員（新橋 実君）

今、進入口が3か所あるわけですけれども、40 mmが3か所とも入っているということですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

今、引き込み線が入っているという話で、まだ中には入っておりません。

○委員（新橋 実君）

40 mmということは、ある程度の企業が入ってくるのかなと思うわけですが、中に入る企業というのは予定がされているのか、そこだけ確認をお願いします。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

現在、ある企業と交渉を進めているところでございます。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第 55 号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 1 1 時 5 5 分」

「再 開 午後 1 2 時 5 5 分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それではこれより議案 4 件及び陳情 1 件の議案処理に入ります。議案 4 件につきましては、先ほどの議案審査順に行います。

△ 議案第 53 号、霧島市空家等対策協議会条例の制定について

○委員長（下深迫孝二君）

まず、議案第 53 号、霧島市空家等対策協議会条例の制定について自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 53 号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 53 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第 54 号，議決事項の一部変更（土地の取得）について

○委員長（下深迫孝二君）

次に、議案第 54 号，議決事項の一部変更（土地の取得）について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 54 号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 54 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第 52 号，霧島市中小零細企業振興条例の制定について

○委員長（下深迫孝二君）

次に、議案第 52 号，霧島市中小零細企業振興条例の制定について自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。議案第 52 号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 52 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第 55 号，土地の取得について

○委員長（下深迫孝二君）

次に，議案第 55 号，土地の取得について自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので，これで自由討議を終結し討論に入ります。討論ありませんか

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 55 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって，議案第 55 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 陳情第 2 号，陳情書（霧島神宮台別荘地に関する給湯について）

○委員長（下深迫孝二君）

次に，陳情処理に入ります。まず，陳情第 2 号，陳情書（霧島神宮台別荘地に関する給湯について），討論に入ります前に，この審査を採決あるいは継続にするかをお諮りします。ご意見はありませんか。

○委員（新橋 実君）

この陳情ですけれども，今回，初めて出されたわけですがけれども，これまで長い期間にわたって，いろいろな形で地権者とも裁判とかされているみたいです。今回，執行部の方も早めに対応するような話も出ておりましたので，そのためにも，今回，結論を出したほうが良いのではないかと思います。

○委員長（下深迫孝二君）

結論を出すという御意見がでております。ほかにありませんか。

○委員（木野田誠君）

執行部も，今後，解決に向けて努力するというようなことでありましたので，継続にしたらと思います。

○委員長（下深迫孝二君）

継続と今，結論を出すべきという御意見が出ておりますが，諮ってよろしいでしょうか。ほかに御意見はないですか。しばらく休憩します。

「休 憩 午後 1 時 0 2 分」

「再 開 午後 1 時 0 3 分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（岡村一二三君）

結論をというような話もありましたが、今日、執行部の話を聞いたところ、和解に向けてといますか、いつまでにとすることは断言はできないけど、これから、いろいろ調査をやっていきたいということでございましたので、ここは、陳情者も市民という捉え方もしながら考えると、継続審査ということが良いのではないかと思いますので、私は継続審査ということで提言をしたいと思います。

○委員長（下深迫孝二君）

採決すべきと継続審査という二つの意見が出ております。それでは、採決するか、継続審査とするか、起立によって決定したいと思いますので採決すべきとお考えの方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者1名。したがって、陳情2号は継続審査とすることに決定いたしました。しばらく休憩します。

「休憩 午後 1時05分」

「再開 午後 1時07分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。以上で議案処理を終わります。次に、委員長報告に付け加える点はありませんか。

[「委員長一任」という声あり]

それでは委員長報告については委員長に御一任いただけますか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時08分」

「再開 午後 1時12分」

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ここで閉会中の所管事務調査について、今、協議をさせていただきましたけれども、第15回議員と語ろかいで出た案件を環境福祉常任委員会と調整して、できたら一緒にということでございますので、そのように段取りをしてみたいと思います。他に閉会中の所管事務調査についてですが、何か御意見はありませんか。

○委員（岡村一二三君）

養豚場の関係は、環境福祉常任委員会と一緒にということですが、環境福祉常任委員会が行けないということになった時は、こちらだけで行くわけですね。その確認をしておきます。

○委員長（下深迫孝二君）

もし、環境福祉常任委員会と一緒ににはできないとなったときには、単独で調査をするということでもいいですか。そのようにしたいと思います。そのほかに調査をしたいというのはありませんか。

○委員（木野田誠君）

また、豚の話なんですけれども、霧島に黒豚を飼育して黒豚の肉の販売をしていらっしゃる方がいらっしゃるわけなんですけれども、この方から先般、連絡をいただきました。実は、かごしま黒豚が節目の年で、異議のある年なんだという電話でした。かごしま黒豚はバークシャー種と鹿児島島の黒豚と掛けあわせて、ちょうど40年になって、かごしま黒豚そのものの登録が初めてできる年だということでありまして。このかごしま黒豚のことに知っていただきたいと。かごしま黒豚といわれるためには、鹿児島島のサツマイモを必ず食べさせないといけないという話でありました。このサツマイモが1年間、生のままで保存できるかということ、なかなか難しいというようなことで、このサツマイモを年間通じて食べさせるには乾燥をさせなくては行けないと。この乾燥施設が、霧島にないということで、以前は、たばこ乾燥とか、それから薩摩ビール園の乾燥施設とかを紹介されてやったけれどもビール園は無くなった。たばこ乾燥施設もなくなったということで、今は、都城の業者に頼んで乾燥しているということでありました。ここら辺の例えば霧島市内にそういう乾燥施設があれば、このサツマイモもまた農家と契約してたくさん作れるようになるというような話であります。乾燥には熱源が必要なんですけれども、本人の言われるには、例えば清掃工場の熱源を使うとかという話もありますけれども、いろいろ問題もあろうかと思いますが、かごしま黒豚の話とサツマイモの乾燥という面から1回、この方と産業建設常任委員会と会って話ができればというふうに思ってるんですが、ぜひお願いします。

○委員（岡村一二三君）

かごしま黒豚、六白のことでしょうけれども、話を聞くのは良いとは思いますが、いろいろな施設の話が出てくると思います。そうした時に施設設備については行政が関わる財政的な話になるわけで、行政側とすれば、いつもの話で、国県の補助事業を念頭に考えたいということですので、単に我々と話をしても、なかなか前に進まないだろうと思います。そういったことについては、その事業者が行政執行部の担当課と議論をしていただければ、あえて委員会でもなくても良いと思います。

○委員長（下深迫孝二君）

見学をという意見とあえて委員会でもなくてもという意見が出ております。みなさんどのようにお考えですか。

○委員（中馬幹雄君）

その乾燥施設の件なんですけれども、私が、前に聞いたところでは、旧霧島町で若いたばこ耕作者た

ちの共同の乾燥施設があったとて聞いているんですが、それは、今も稼働しているんですか。もし、あったらそこを利用するような方向をとると良いのではと思うんですが。

○委員（木野田誠君）

前は、共同乾燥施設があったんですけれども、今はなくなったんです。その共同乾燥施設も紹介してもらったけれど、なくなったということでした。

○委員長（下深迫孝二君）

今、委員会で視察は必要ないのではないかという意見と視察をしてみたいという意見が出ているんですけど。

○委員（木野田誠君）

この前の第15回語ろかいで出ていた牧園の養豚場施設を見に行く時でも良いんですけれども、通り沿いですので、ちょっと寄って話を聞いてもらうというような形も良いのではないかなと思うんですけれども。

○委員（厚地 覺君）

正式に、業者から議会に要請があればですけど、正式な要請はなくして、ただ木野田委員に口頭であっただけだと思うわけですから、慎重に考えるべきだと思います。

○委員（木野田誠君）

私の方も理解しましたので、今後、その方といろいろ相談してみます。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにないですか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ほかにないようですので、閉会中の調査については、先ほど申しあげましたようなことで提出したいと思います。次にその他として何かありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで本日の日程は全て終了いたしました。以上で産業建設常任会を閉会いたします。

「閉 会 午後 1時35分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

委員長 下深迫 孝二